

株式会社NTN上伊那製作所

所在地：上伊那郡箕輪町
事業内容：製造業
労働者数：253名（男211名、女42名）



1. 一般事業主行動計画

- (1) 計画期間 平成27年3月1日～令和2年2月29日
- (2) 行動計画の内容
 - ① 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知（仕組化）
 - ② 育児休業をしている労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供を実施する
 - ③ 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施（年間平均取得日数10日以上）の維持
 - ④ 子どもが保護者である労働者の働いているところを見ることが出来る「子ども参観日」を実施する

2. 目標に対する取組結果

- ① 産休や育児・介護休業、育児休業給付等について資料を作成し社内に備え付け
- ② 妊娠、育児、介護に係る一定期間以上の休職を経て職場復帰する従業員等が教育訓練等を受けることができる「職場復帰プログラム」制度について、対象者に説明し積極的な利用を呼びかけ
- ③ 入社研修時に年次有給休暇取得について資料を配布し説明
平成27年度から令和元年度まで5年間の年次有給休暇平均取得日数16.83日
- ④ 計画期間内に「子ども参観日」を計5回実施

3. 計画期間中の育児休業等取得者数

<男性> 子の看護休暇取得者 36名
<女性> 育児休業取得者 9名（出産した女性労働者9名、育児休業取得率100%）

4. その他の特例認定基準達成状況

- (1) 小学校就学前の子を育てる労働者のための措置（特例認定基準7）
 - ・短時間勤務制度
 - ・所定外労働の制限
- (2) 時間外労働及び休日労働に関する計画期間終了事業年度の状況（特例認定基準8）
 - ① フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること
45時間以上の月 0月
 - ② 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと
60時間以上の者 0人
- (3) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備（特例認定基準9）
 - ① 所定外労働の削減措置
連続稼働職場を除き原則毎週水曜日は時間外労働を行わないものとし、時間外労働時間を毎月労働組合へ報告
 - ② 年次有給休暇の取得促進措置
入社研修時に年次有給休暇取得について資料を配布し説明
 - ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件整備のための措置
健康障害が認められる従業員が、自職場内での作業等の調整を受けることができる「従業員支援プログラム」制度及び一定期間以上の休職を経て職場復帰する従業員等が教育訓練等を受けることができる「職場復帰プログラム」制度導入済
- (4) 出産した女性の継続就業率（特例認定基準10） 100%
- (5) 女性労働者の就業継続、能力向上等のための取組（特例認定基準11）
妊娠、育児、介護に係る一定期間以上の休職を経て職場復帰する従業員等が教育訓練等を受けることができる「職場復帰プログラム」制度導入済